

事業主・加入者のみなさまへ

令和3年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和3年度につきましては、10月下旬から11月中旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年度の予定

《確認の対象となる方》

令和3年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

《送付時期》

令和3年10月下旬から11月中旬にかけて順次送付いたします。

《提出期限》

令和3年12月20日（月）

《添付書類について》

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

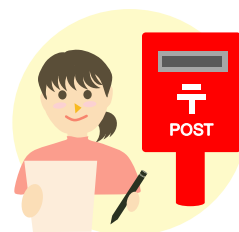
- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

《扶養から外れる被扶養者の方がいる場合》

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

《令和元年度の実績》

- 扶養解除者数 **約6.8万人**
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額） **約1億円**



退職後の健康保険について

退職後の健康保険には「協会けんぽの任意継続※」「国民健康保険」「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの選択肢があります。加入先によって、加入条件や毎月納める保険料額等が異なりますので、比較・検討のうえお手続きください。

※健康保険組合が発行する保険証をお持ちの方は、健康保険組合にお問い合わせください。

加入先	協会けんぽの 任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き 先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入 条件	■退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること ■退職日の翌日から20日以内に手続きすること（郵送の場合は必着）	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たすこと ※ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職前に控除されていた保険料を2倍した額 ※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と在職中に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍した額にならない場合があります。	■加入する世帯人数や前年の所得等によって決まります ■保険料の減免制度があります ■お住まいの市区町村により保険料が異なります	被扶養者の保険料負担は原則ありません

保険証を使用できるのは退職日までです！！

保険証は資格喪失日（退職日の翌日）から使用できません。月の途中で退職した場合も、保険証が使えるのは退職日当日までです。

資格喪失後に、誤って前の保険証を使用して医療機関を受診した場合、後日ご本人様より医療費をお返しいただくことになります。

事業所のご担当者様におかれましては、従業員様のご退職の際は保険証を確実に回収し、「被保険者資格喪失届」に添付して提出してください。また、ご家族（被扶養者）の保険証も併せて回収をお願いします。



医療機関の適正受診にご協力をお願いいたします

軽症での夜間や休日の医療機関の受診は、緊急性の高い患者さんの治療に支障をきたしたり、医療現場の負担過重の原因となります。急病や緊急時を除いては、診療時間内に受診しましょう。

夜間・休日にお子様の病気で医療機関の受診を迷う場合、**小児救急電話相談「#8000」**を利用すると、小児科医や看護師から対処方法等のアドバイスが受けられます。受付時間等の詳細は厚生労働省のホームページでご確認下さい。

